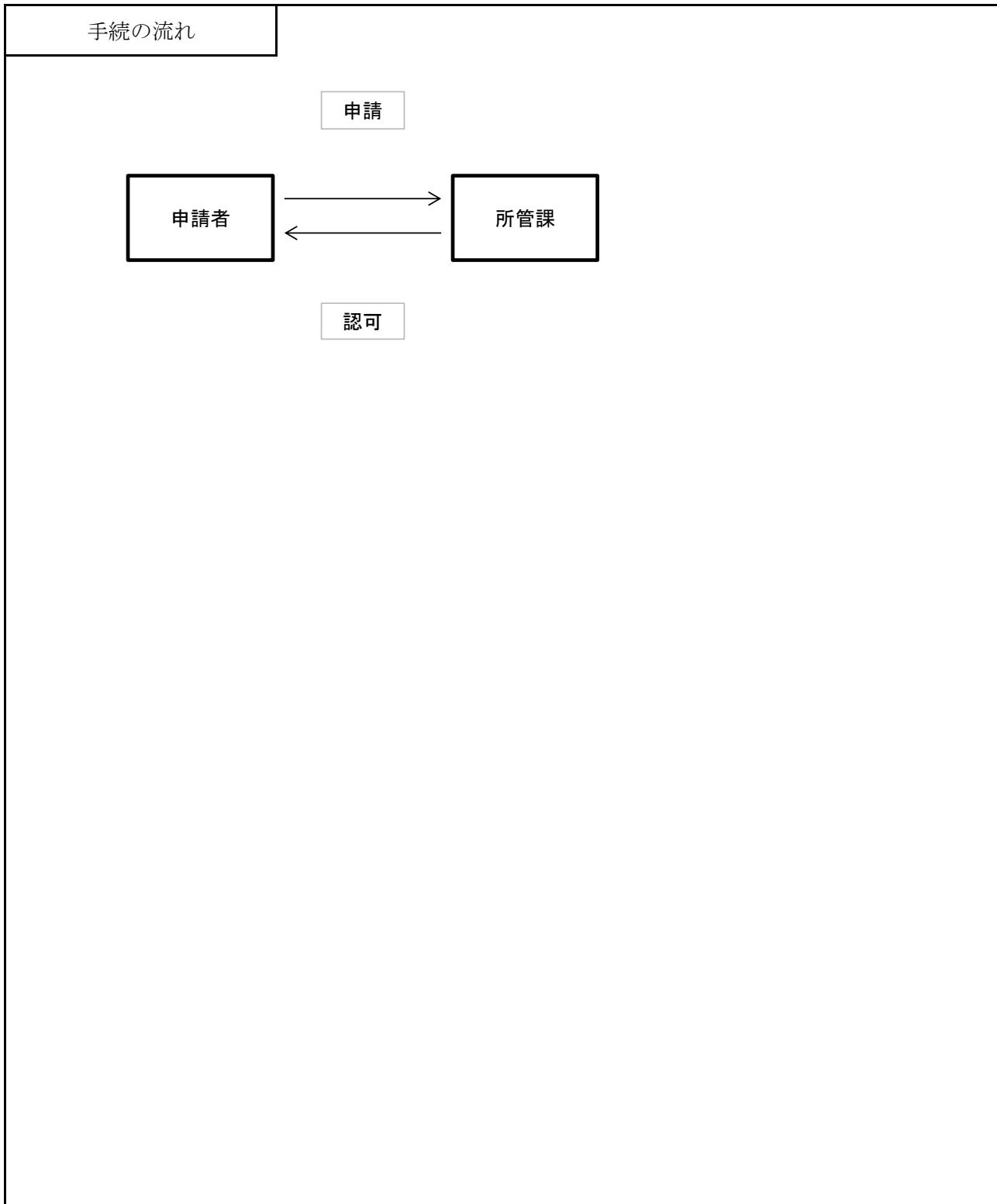


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 22

処 分 名	測量及び調査のための土地の立入り等の認可	
処 分 の 概 要	測量及び調査のための土地の立入り等を認可する。	
根 抱 法 令 名	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	
条 項	第72条第1項	
所 管 課	市街地整備課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		未設定
標準処理期間	計	未設定
審査基準	未設定	
【根拠法令等】 土地区画整理法 (測量及び調査のための土地の立入り等) 第七十二条 国土交通大臣、都道府県知事、市町村長又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは地方住宅供給公社理事長（以下「機構理事長等」という。）は、第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の施行の準備又は施行のために他人の占有する土地に立ち入って測量し、又は調査する必要がある場合においては、その必要な限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者、個人施行者、組合を設立しようとする者、組合、同条第三項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする者又は区画整理会社についても、その者が当該土地の属する区域を管轄する市町村長の認可を受けた場合においては、同様とする。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。